

ICキャッシュカード特約

1. (特約の適用範囲)

ICキャッシュカード(ICカードといいます)とは、ICチップで取引ができるキャッシュカードをいい、この特約は、ICカードを利用するにあたり適用される事項を定めるものです。この特約は、「香川キャッシュカード規定」の一部を構成するとともに同規定と一体として取り扱われるものとします。

2. (ICキャッシュカードの利用)

(1) ICカードの利用は、以下の現金自動預入支払機で利用できます。

- ① 当行現金自動預入支払機のうちIC対応している現金自動預入支払機
- ② ICチップによる取引を提携している提携先(当行がオンライン現金自動支払業務を提携した金融機関等)の現金自動預入支払機で「IC対応」している現金自動預入支払機

(2) 前項の場合、磁気ストライプが併載されているICカードであってもICチップによる取引となります。前項以外の現金自動預入支払機の利用は、磁気ストライプが併載されているICカードであれば、磁気ストライプによる取引が可能です。

3. (1日あたりの利用限度額)

(1) ICチップによる取引における1口座1日あたりの利用限度額は、当行所定の金額の

範囲内とします。利用限度額は当行所定の方法により、当行所定の金額の範囲内で変更できます。利用限度額の設定、変更の対象となる取引は「預金払戻し」「振込」「振替」「デビットカード」の総引出限度額です。

(2) 通常の磁気ストライプのみのカードからICカードに切り替えの場合で、磁気ストライプのカード保有時にお客様が個別に利用限度額を変更されている場合、磁気カード利用時はそのまま変更後の限度額を継続し、ICチップによる取引時は、当行所定の限度額となります。

4. (故障時の対応)

前記2.(1)に規定されたIC対応現金自動預入支払機が故障した場合、ICチップ機能に障害が発生した場合等において、ICチップによる取引やその他の提供機能の利用ができない場合があります。この場合、磁気ストライプが併載されているICカードであっても、磁気ストライプによる取引ができないことがあります。

以上